

# 郵送による戸籍謄(抄)本等の請求方法

## ●請求できる方は次の方です。

- ①戸籍に記載されている本人、その配偶者（夫または妻）、直系尊属（父母、祖父母等）直系卑属（子、孫等）
  - ②自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方  
（例）亡くなった兄弟姉妹の相続人となる方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合
  - ③国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
  - ④その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方  
（例）成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合
- ※②～④の方が請求する場合は、請求理由を確認できる資料を同封してください。  
※身分証明書・独身証明書は本人が請求できます。（本人からの委任状で代理人請求も可。）  
※代理人請求の場合は委任状が必要です。委任状は委任者が必ず署名してください。

## ●請求に必要なもの（次のものを、常陸大宮市役所市民課へ送付してください。）

### 1. 申請書

○市ホームページよりダウンロードした申請書または便箋などに必要事項を記入してください。

### 2. 本人確認書類

○請求者の運転免許証、マイナンバー(個人番号)カード、健康保険資格確認書等の写し

※返送先の現住所、氏名がわかる部分の写しを同封してください。

※運転免許証等で住所変更していないものは、本人確認書類として扱えません。

※本人確認書類をお持ちでない方は、市民課にお問い合わせください。

### 3. 手数料（定額小為替）

○ゆうちょ銀行（郵便局）で定額小為替を購入し同封してください。

○定額小為替には何も記載しないでください。

○郵便切手、収入印紙、収入証紙はお受けできません。

### 4. 返信用封筒

○切手を貼り、請求者の現住所と氏名を記入した封筒を同封してください。

○速達、特定記録、書留等をご希望の場合は封筒に記し、必要分の切手を貼付してください。

○返送先は請求者の住民登録地となります。

## ●申請書の書き方

1. 申請する方の住所・本籍・氏名・生年月日・電話番号（平日昼間に連絡可能な番号）
2. 必要な方の本籍・筆頭者氏名（※）・必要な方の氏名・生年月日  
※ 筆頭者とは：戸籍の最初に載っている方。亡くなられても変わりません。
3. 証明書の種類・請求通数を記入ください。戸籍証明書を請求する方で、種類が分からない場合は「必要な戸籍の範囲」に詳しくご記入してください。

## ●手数料について

1. 必要な通数分の「定額小為替」を郵便局で購入し同封してください。
2. 常陸大宮市の証明書手数料は次のとおりです。

証 明 書 の 種 類	手 数 料
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）	1 通 4 5 0 円
除籍全部事項証明（除籍謄本）・除籍個人事項証明（除籍抄本）	1 通 7 5 0 円
改製原戸籍謄本・抄本	1 通 7 5 0 円
戸籍の附票（謄本・抄本）・身分証明書・独身証明書	1 通 3 0 0 円

<手数料の考え方の例>

出生から死亡までの連続した戸籍が2セット必要な場合で、1セットが除籍全部事項証明書1通、改製原戸籍謄本3通になるとき

$$(750円 \times 4通) \times 2セット = 6,000円$$

3. 必要な戸籍の範囲により戸籍の種類や通数が異なります。事前にお調べできないことをご了承ください。

## ●その他（注意事項）

1. 郵送請求は配達日数と役所での処理日数を考慮し、余裕をもって請求してください。
2. 申請書類や手数料に不足がある場合はご連絡し、不足分が到着した後に送付いたします。
3. 戸籍の届出を提出された直後は戸籍の記載に時間を要しますので、すぐ送付できない場合もあります。
4. 電話やファックス、メールでの申請はお受けいたしません。

### <問い合わせ先>

常陸大宮市役所 市民課 市民グループ  
電話 0295 (52) 1111 (内線 103~106)

### <送り先>

〒319-2292  
茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の 6  
常陸大宮市役所 市民課 宛